

埼玉県飲食店等換気対策補助金 申請要領

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課

【申請受付期間】

令和3年5月13日（木）～6月30日（水）（消印有効）

※締切日を過ぎて発送されたものは受け付けません。

【問合せ先】

・埼玉県中小企業等支援相談窓口

0570-000-678

（平日：午前9時～午後9時 土日祝日：午前9時～午後6時）

・県内各商工会議所・商工会

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等に対して、事業活動に必要な予防対策を講じる費用の一部を助成することにより、事業継続を支援するとともに、利用者の安心・安全を高めるものです。

2 対象者

次の（１）～（８）の全てを満たす者を対象とします。

（１）県内の飲食店等（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する中小企業・個人事業主等で、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営していること。

※ 中小企業・個人事業主等とは、次のア～エのいずれかに該当するものです。

ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小事業者（下表の会社若しくは個人又は中小企業団体等）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種 （②～④を除く）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業 （自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下

②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下
うちソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業	5千万円以下	200人以下

- イ 直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者である組合又はその連合会若しくは一般社団法人
- ウ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- エ 出資の総額が5千万円以下又は従業員数が100人以下である上記以外の法人で、知事が適当であると認めた法人（医療法人、社会福祉法人、学校法人など）

※対象とならない組織

- ・大企業
- ・みなし大企業（次の①～③のいずれかに該当する中小企業）
 - ①大企業1社が、発行済株式の総数又は出資金額の総額の1/2以上を有している中小企業
 - ②複数の大企業が、発行済株式の総額又は出資金額の総額の2/3以上を有している中小企業
 - ③役員半数以上を大企業の役員・社員が兼務している中小企業

※対象とならない業種・業態

- ・自動販売機コーナー
- ・テイクアウト専門の店舗
- ・スーパーやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・飲食を主たる目的としない場所（例：宿泊施設の客室等）
ただし、カラオケ店を除く。

(2) 次の新型コロナウイルス感染症対策を全て実施していること。

- ア 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
- イ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- ウ 業種別ガイドラインに基づく感染予防対策を行っていること。
例：外食業の事業継続のためのガイドライン（一社）日本フードサービス協会

(3) 事業について税の申告をしており、滞納していないこと。

（令和2年以前に事業を開始しているものに限る。）

- (4) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (5) 必要な許認可等を受け、申請時点で営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (6) 同一の取組内容で国等の補助金を取得していないこと。
- (7) 会社更生法による申立てなど事業継続に不確実な状況が存在しないこと。
- (8) その他知事が適当でないと思えた者に該当しないこと。

3 対象経費

次の(1)、(2)に掲げる経費であって、交付決定後から令和3年12月31日の間に発注又は契約を行い、取得、設置、支払いが完了する経費。

なお、支払いは原則、振込払いとし、対象期間内に完了させること。

(1) 換気設備工事費

- ・換気設備は、外気取入れ量等を調整することで、必要換気量（一人当たり毎時30m³）を確保すること。
- ・新規の換気設備設置に伴って不要となった換気設備の撤去費用を含む。
- ・県内設備事業者（注）の施工であること。

（注）県内設備事業者とは、県内に本社または事業所を置く事業者を指す。

- ・事業実施場所が賃貸物件である場合、事業実施について賃貸人の承諾を得ていること。

(2) 空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の購入費

- ・厚生労働省作成の「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（※）に記載された条件を満たす空気清浄機。

※ 換気の方法

- ・換気設備は、外気取入れ量等を調整することで、必要換気量（一人当たり毎時30m³）を確保すること。
- ・空気清浄機は、HEPAフィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分5m³程度以上のものを使用すること。
- ・空気清浄機を併用する場合は、人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。

【対象外経費】

- ・消費税及び地方消費税
- ・サーモカメラ・サーモグラフィーの備品や消毒液、マスク、フェイスシールド、手袋、体温計等の消耗品
- ・見積書・価格表示のあるカタログ等が無い製品
- ・リース・レンタル費用
- ・中古品の購入費
- ・申請に係る郵送料
- ・収入印紙代、保険料、振込手数料
- ・設計等、コンサルタント的要素を含む経費
- ・購入時にポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分
- ・一般価格、市場相場等と比べて著しく高額と認められる場合
- ・ガイドラインを満たす性能を有していない設備等と認められる場合
- ・申請経費が、不要設備の除去費用のみの場合
- ・既存の設備等の単なる更新にかかる経費
- ・客席の換気以外を目的とする設備（厨房の換気設備など）

4 交付額（1店舗あたり）

- ・補助対象経費の2/3
- ・補助上限額 50万円 換気設備工事を伴う場合は100万円
なお、空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の購入経費の補助上限額は、換気設備工事を伴う場合においても50万円とする。
- ・補助対象経費が15万円未満の申請は不可とする。
- ・精算払いのみ

5 申請手続等

（1）申請期間

令和3年5月13日（木）から令和3年6月30日（水）まで

（2）受付機関

県内の商工会議所、商工会

（3）申請方法

原則として、申請期間内に申請書類一式を、商工会議所又は商工会に持ち込むか、日本郵便の簡易書留・レターパック等の記録が残る方法で、申請期間に発送してください。

- ・申請書類は交付決定の可否に関わらず返却しません。
- ・不備のある申請書類については、受付機関が指定する期間内に書類等の提出がない場合は、申請を辞退したものとみなします。
- ・追加書類の提出や説明を求めることがあります。

○ 交付申請

	申請書類	入手先
1	申請書 （押印省略） ※別紙として「事業計画書」を添付すること。	県HP等
2	見積書等 ・ 見積書は、内訳等が記載され、補助申請額の算定根拠が分かるもの ・ 購入する設備の名称、性能等が確認できる書類等（カタログ等）	購入・外注先
3	登記簿謄本（法人の場合のみ） ・ 発行後、3か月以内のもの	法務局
4	本人確認書類（個人事業主の場合のみ） ・ 次のいずれかの写し （例）運転免許証、住民票、パスポート、在留カード、個人番号カード（オモテ面のみ） など	申請者保管
5	納税証明書（県税全般に滞納額がないことの証明）	県税事務所
6	確定申告書の写し ・ 法人：別表1 ・ 個人事業主：第一表	申請者保管
7	営業許可証の写し	申請者保管
8	店舗の外観全体（社名や店舗名）がわかる写真 ・ のれんや看板などを写して店舗名がわかるように撮影してください。	—
9	『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真	—
10	「埼玉県LINE コロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真	—
11	誓約書 ・ 事業計画書に記載の事項を確認し自署してください。	県HP等

○換気設備工事を伴う場合の追加提出書類

	申請書類	入手先
12	設置図面、工事図面等 ・ 客席の位置や寸法の記載のある店舗見取図及び換気設備設置位置がわかる図面 ・ 工事内容がわかる資料	購入・外注先

13	工事前の状況がわかる写真	—
14	設備設置承諾書（賃貸物件の場合） ・換気設備工事を行うことについての賃貸人（建物所有者）の承諾書 ※県から賃貸人に確認する場合があります。	県HP等

（４）申請書の様式等の入手方法

ア 埼玉県ホームページからダウンロード

イ お近くの配布機関での受け取り

- ・埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課（埼玉県庁本庁舎5階北側）
- ・県内の商工会議所及び商工会
- ・県内の市役所及び町村役場

6 審査

- ・申請書類に基づき、審査を行います。審査の途中経過において、申請書類の記載内容と異なる事実が判明した場合には、審査を中止することがありますので、ご注意ください。
- ・審査に関する個別のお問い合わせには、一切お答えいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・申請書類は事務局に到着した順に内容を確認し、不備や不足が無いことを確認できたものから審査します（申請書類の到着順ではありません）。

7 交付決定

（１）交付の決定

- ・申請が適正と認められ、本補助金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知を送付します。
- ・審査の結果、交付決定額は申請額から減額して決定する場合があります。
- ・交付決定額は、補助金の上限を示すものであり、最終的な交付額は、事業完了後の実績報告に基づき確定します。
- ・交付決定された場合、事業者名、所在地、助成事業（取組）内容について公表することがあります。

（２）不交付の決定

- ・申請が要件に該当しないなどの理由で、本補助金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

8 補助金額の確定・交付

（１）実績報告書

補助事業（発注又は 契約、取得、実施、支払い等）が全て完了後、原則30日以

内に「実績報告書」及び経理関係書類を提出してください。

最終提出期限は令和4年1月31日（月）とします。

（提出先）

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課

○ 実績報告書

	申請書類
1	実績報告書 （押印省略）
2	契約書又は注文書・請書 ・ 契約日、契約内容の詳細（仕様・単価・数量・支払い方法）が分かるもの ・ 双方の押印（社判又は代表印）があるもの
3	納品書 ・ 納品日・納品物件・型番・数量が分かるもの
4	納品業者からの請求書 ・ 宛先（申請事業者名）・請求日・請求内容・単価・数量・請求金額・支払い方法（振込先等）が分かるもの
5	支払いを証する書類 ・ 金融機関の窓口での振込の場合 → 金融機関の取扱日付・領収印のある振込票の控え ・ ATMからの振込の場合 → 振込の際に発行される伝票 ・ インターネットバンキング等による振込の場合 → 振込完了画面（又は振込履歴）を印刷したもの（振込先名義・口座番号・日時等の取引履歴が記載されたもの）
6	設置状況の写真 ・ 設置状況が把握できるよう、複数の位置から撮影し、交付申請時に提出した設置図面にその撮影位置を記入すること。

（2）完了検査

「実績報告書」に基づき、設備等の設置確認、経費に係る経理関係の確認を行います。なお、必要に応じて県職員が現物確認、動作確認等を行うことがあります。

（3）補助金額の確定

完了検査後、補助金額を確定し、「確定通知書」により通知します。

(4) 補助金の交付

申請者は、確定通知書受領後、同封の「補助金請求書」を提出してください。

(提出先)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課

○ 補助金請求

	申請書類
1	補助金請求書（押印省略）
2	通帳のコピー ・金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かるもの（通帳を開いた1・2ページ目）

9 申請内容の変更・中止

補助事業の内容を変更する場合、事業計画変更申請を提出し、知事の承認を受けなければなりません。登記上の商号・本店所在地・代表者名の変更については、変更届出書を提出してください。

また、補助事業を中止する場合は、事業中止承認申請を提出し、知事の承認を受けなければなりません。

(提出先)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課

○ 事業計画の変更承認申請

	提出書類
1	事業計画変更承認申請書（押印省略）
2	変更後の見積書、設置図面、工事図面等 ・見積書は、内訳等が記載され、補助申請額の算定根拠が分かるもの ・購入する設備の名称、性能等が把握できる書類（カタログ等） ・寸法の記載のある店舗見取図及び換気設備設置位置がわかる図面 ・工事内容がわかる資料 ・公示前の状況がわかる写真
3	その他必要な書類 例：設置店舗を変更する場合、営業許可証の写し

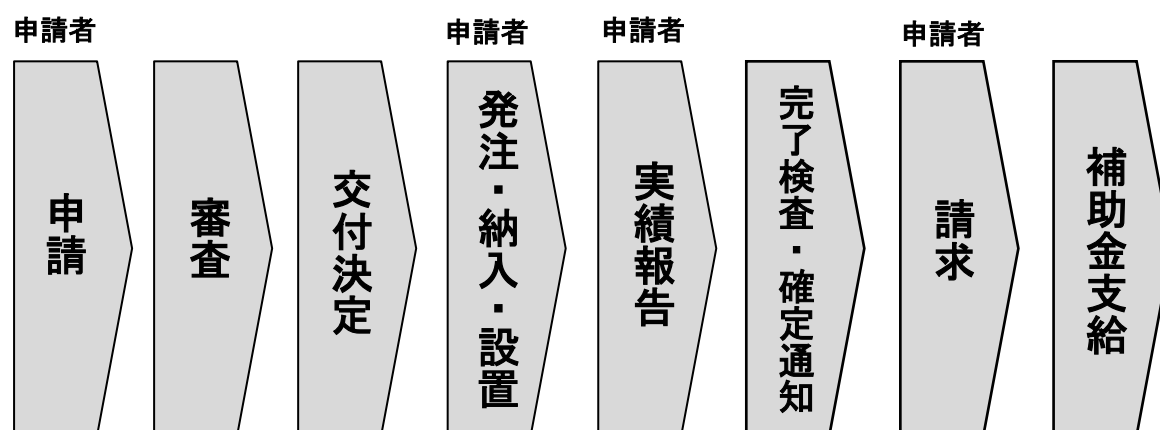
○ 変更届出（登記上の商号、本店所在地、代表者名の変更）

提出書類	
1	変更届出書（押印省略）
2	変更内容を証する資料 ・ 登記簿謄本の写し 等

○ 補助事業の中止承認申請

申請書類	
1	補助事業中止承認申請書（押印省略）
2	中止事由を説明するための必要な資料 ・ 任意の資料

10 補助金事務の流れ



※ 完了検査は、実績報告書における写真での確認とし、必要があると認められた場合に現地調査を行います。

11 補助金交付後の留意事項

(1) 県職員による調査等

補助事業の実施状況、補助金の収支、関係書類、設備の稼働状況等について、現地調査又は報告を求めることがあります。

(2) 関係書類の保存

補助事業に係る全ての関係書類を、令和8年度末まで保存すること。

(3) 財産の管理及び処分

ア 補助事業により取得又は効用の増加した財産（購入品等）は、その管理状況を明らかにするものとし、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な

会計処理をすること。

イ 財産（取得価格又は増加価格が税抜 50 万円以上のものに限る）について、処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、県の承認を得ること。（※）なお、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付号外大蔵省令第 15 号）に規定する期間を経過している場合はこの限りでない。

ウ イ の処分により収入があった場合は、収入の全部又は一部を県に納付する。納付額は当該処分財産に係る補助金交付額を限度とする。承認を得ずに当該財産の処分を行うと、交付決定取消・返還命令・罰則適用の対象となることがあります。

○ 財産処分承認申請

申請書類	
1	財産処分承認申請書（押印省略）
2	財産処分計画書 ・ 処分の方法、収支に関する事項（購入額、処分類等）を記載

（4）事業者名、所在地、助成事業（取組）内容について公表される場合がありますので、予めご了承ください。

1.2 交付決定の取消し及び補助金の返還

補助事業者、発注先の事業者が、次のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

また、既に補助事業者に補助金が交付されている場合は返還を求める場合があります。

- ・ 交付決定等の内容と異なる事実が認められたとき。
- ・ 購入設備が一般価格、市場相場等と比べて著しく高額と認められたとき。
- ・ 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ・ 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- ・ 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- ・ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- ・ その他、補助事業として不適切と判断したとき。

○ 県内商工会議所一覧

番号	商工団体等名	所在地	連絡先
1	川越商工会議所	川越市仲町 1-12	049-229-1810
2	川口商工会議所	川口市本町 4-1-8	048-228-2220
3	熊谷商工会議所	熊谷市宮町 2-39	048-521-4600
4	さいたま商工会議所	さいたま市浦和区高砂 3-17-15	048-838-7700
5	秩父商工会議所	秩父市宮側町 1-7	0494-22-4411
6	行田商工会議所	行田市忍 2-1-8	048-556-4111
7	本庄商工会議所	本庄市朝日町 3-1-35	0495-22-5241
8	深谷商工会議所	深谷市本住町 17-1	048-571-2145
9	所沢商工会議所	所沢市元町 27-1 所沢ハーティア東棟 3 階	04-2922-2196
10	蕨商工会議所	蕨市中央 5-1-19	048-432-2655
11	飯能商工会議所	飯能市本町 1-7	042-974-3111
12	上尾商工会議所	上尾市二ツ宮 750	048-773-3111
13	狭山商工会議所	狭山市入間川 3-22-8	04-2954-3333
14	草加商工会議所	草加市中央 2-16-10	048-928-8111
15	春日部商工会議所	春日部市粕壁東 2-2-29	048-763-1122
16	越谷商工会議所	越谷市中町 7-17 (越谷産業会館内)	048-966-6111

○ 県内商工会一覧

番号	商工団体等名	所在地	連絡先
1	鴻巣市商工会	鴻巣市本町 6-4-20	048-541-1008
2	戸田市商工会	戸田市上戸田 1-21-23	048-441-2617
3	朝霞市商工会	朝霞市浜崎 669-1	048-470-5959
4	鳩ヶ谷商工会	川口市鳩ヶ谷本町 2-1-1	048-281-5555
5	桶川市商工会	桶川市鴨川 1-4-3	048-786-0903
6	志木市商工会	志木市本町 1-6-30	048-471-0049
7	新座市商工会	新座市野火止 1-9-62	048-478-0055
8	和光市商工会	和光市本町 31-2-109	048-464-3552
9	北本市商工会	北本市宮内 7-148	048-591-4461
10	伊奈町商工会	伊奈町伊奈中央 4-401	048-722-3751
11	東松山市商工会	東松山市材木町 2-3	0493-22-0761
12	入間市商工会	入間市向陽台 1-1-7	04-2964-1212
13	富士見市商工会	富士見市羽沢 3-23-15	049-251-7801
14	ふじみ野市商工会	ふじみ野市上福岡 1-5-14	049-261-3156
15	坂戸市商工会	坂戸市薬師町 31-3	049-282-1331
16	鶴ヶ島市商工会	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 855	049-287-1255
17	日高市商工会	日高市大字南平沢 1083	042-985-2311
18	毛呂山町商工会	毛呂山町岩井西 4-6-16	049-294-1545
19	越生町商工会	越生町越生 1126-9	049-292-2021
20	三芳町商工会	三芳町藤久保 185-4	049-274-1110
21	小川町商工会	小川町大塚 7-9	0493-72-0280
22	滑川町商工会	滑川町羽尾 4972-11	0493-56-3110
23	嵐山町商工会	嵐山町菅谷 445-1	0493-62-2895
24	ときがわ町商工会	ときがわ町玉川 2475-5	0493-65-5170
25	川島町商工会	川島町平沼 1175	049-297-6565
26	吉見町商工会	吉見町下細谷 1210	0493-54-0701
27	鳩山町商工会	鳩山町赤沼 2601	049-296-0591

○ 県内商工会一覧

番号	商工団体等名	所在地	連絡先
28	ふかや市商工会	深谷市永田 1420	048-584-2325
29	くまがや市商工会	熊谷市妻沼 1706-1	048-588-0140
30	皆野町商工会	皆野町皆野 1423	0494-62-1311
31	長瀬町商工会	長瀬町本野上 189-6	0494-66-0268
32	西秩父商工会	小鹿野町小鹿野 298-1	0494-75-1381
33	荒川商工会	秩父市荒川上田野 1427- 1	0494-54-1059
34	東秩父村商工会	東秩父村御堂 369	0493-82-1315
35	児玉商工会	本庄市児玉町児玉 325-5	0495-72-1556
36	上里町商工会	上里町大字七本木 5591	0495-33-0520
37	神川町商工会	神川町植竹 900-4	0495-77-3181
38	美里町商工会	美里町木部 323-3	0495-76-0144
39	寄居町商工会	寄居町寄居 1267-2	048-581-2161
40	加須市商工会	加須市中央 1-11-41	0480-61-0842
41	羽生市商工会	羽生市中央 3-7-5	048-561-2134
42	久喜市商工会	久喜市久喜中央 4-7-20	0480-21-1154
43	八潮市商工会	八潮市中央 1-6-18	048-996-1926
44	三郷市商工会	三郷市花和田 650-4	048-952-1231
45	蓮田市商工会	蓮田市東 6-1-8	048-769-1661
46	幸手市商工会	幸手市東 3-8-3	0480-43-3830
47	吉川市商工会	吉川市平沼 1-21-16	048-981-1211
48	白岡市商工会	白岡市篠津 944-13	0480-92-9151
49	南河原商工会	行田市南河原 921-6	048-557-0742
50	宮代町商工会	宮代町百間 1015-1	0480-35-1661
51	杉戸町商工会	杉戸町杉戸 1-10-21	0480-32-3719
52	松伏町商工会	松伏町田中 2-4-8	048-992-1771
53	庄和商工会	春日部市西金野井 256	048-746-0611